KOA INFORMATION

KOYAMA ACCOUNTING OFFICE

税理士法人　小　山　会　計

2017’ 1月

13日発行

〒386-0005　長野県上田市古里６９２－２
ＴＥＬ　：　０２６８－２２－７６１５
ＦＡＸ　：　０２６８－２２－７６１７
Ｅ－ｍａｉｌ：　koa-g@tkcnf.or.jp
ＵＲＬ　：　http://www.koa-g.com/

2017年2月の予定

- 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付(28日迄)
- 贈与税の申告開始(2/1～3/15迄)
- 所得税確定申告開始(2/16～3/15迄)
- 固定資産税及び都市計画税第4期分の納付

2017年3月の予定

- 28年分所得税の確定申告及び納付又は確定損失申告
- 所得税第3期分の延納の届出
- 所得税の青色申告の承認申請
- 贈与税の申告及び納付　(以上の期限15日迄)
- 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告及び納付　(31日迄)
- 個人住民税、個人事業税の申告
- 個人の事業所税の申告及び納付　(以上の期限15日迄)

2017年 2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

2017年 3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※■は事務所全体が休みです

謹んで新年のごあいさつを申し上げます
本年もどうぞよろしくお願い致します

税理士法人 小山会計 職員一同

新年のごあいさつ

税理士法人　小山会計
会長　小山　秀典

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様にはご健勝にて輝かしい新春をお迎えになられたことと存じます。

昨年は、いろいろとお世話になりました。

本年も、皆様にとって健康で明るい年でありますよう、心よりご祈念申し上げます。

新年のごあいさつ

税理士法人　小山会計
代表　小山　秀喜

皆様、新年あけましておめでとうございます。

旧年中は何かと大変お世話になりました。当税理士法人社員一同、心より御礼申し上げます。

ここに来て地方経済は少し明るい兆しが見えはじめた状況ですが、この地域は大きな自然災害もなく、普通に仕事ができていること、普通に生活ができていることに心より感謝申し上げます。

昨年は当地域に**「真田丸」効果**により多くの方々にお越しいただき、また全国の多くの方々にこの地域を知っていただけたことは**本当にありがたいことだと思います。**改めて人が集まることは、**活気が生まれ経済が活性化されることを実感させていただきました。**

今年も日本そして世界は、また**新たなる潮流に向かって大きくダイナミックに転換してゆくことと思われますが、経営者の皆様方には、環境に適応する中でも各々自社の理念(使命)を守り、一日一日の中に何かしら喜びが見いだされることが望まれます。**

本年もできる限り私達会計事務所として、**地元中堅中小企業の経営者の皆様に少しでもお役に立てるべく誠心誠意努力させていただきたいと思います。**

本年が皆様方にとって光り輝く年になられますことを、心よりご祈念申し上げます。

生き方の参考資料　**「菜根譚」**より

心、虚ならざるべからず。虚なれば則ち義理来たりて居る。

心、実ならざるべからず。実なれば則ち物欲は入らず。

超訳　新倉流武士道より

心は常に偏見や色眼鏡がないようにする。そのような状態であれば、人の話や意見を素直に聞くことができる。すると、自然とその物事の真理がわかるようになる。心は常に充実させておく。充実とは志を持てばよい。そうすれば、名刺や物欲などに心が乱されることはない。つまり、**心が「無」とは虚心坦懐。心が「実」とは志で生きること。自分の人生を生きるとは、素直な心で物事を見つめ、志によって行動することである。**

新年明けましておめでとうございます。

昨年中、皆様には大変お世話になり、心より感謝申し上げます。

昨年はNHK大河ドラマ**「真田丸」**のおかげで郷土は空前の観光客ラッシュで、一部の飲食･宿泊･お土産などが未曽有の売上になったことは喜ばしい限りですが、思い起こせば、**熊本地震･北海道台風･ポケモンGO･リオ五輪･PPAP･豊洲の盛土･SMAP解散･イギリスEU離脱**など、そして最後に、**次期アメリカ大統領にドナルド･トランプといろいろなことがあった年でした。**

今年も世の中は、**反グローバリズムの流れの中で、アメリカ･EU等をはじめとして大改革が起こると思いますが、皆様には強みを一点集中させて環境変化に動じない会社経営を目指し、さらなる成長発展をしていただきたくご祈念いたします。**

松下幸之助さんも**「道をひらく」**の中で、**どんな時でも志を失うことなく、私心にとらわれず、人として成し得る限りの力を尽くしたら、後はうろたえず、慌てず、心静かにその事態を迎えなければならない。その中から、また次の新しい道がひらけてくるであろう。**と言っております。

自分も少しでも皆様のお役に立てるべく、今年も引き続き精一杯働きます。

「人事を尽くして天命を待つ」

税理士法人　小山会計
専務　小山　宏幸

M&Aで事業を譲り受ける場合の考え方について

M＆A（エムアンドエー）とは、企業の合併や買収の総称であり、『Mergers（合併）and Acquisitions（買収）』の略です。M＆Aは新規事業や市場への参入、企業グループの再編、事業統合、経営が不振な企業の救済、資金手当てなどを目的として実施されます。

適切な企業間のM＆Aは、譲渡企業・譲受け企業の各関係者に大きなメリットをもたらします。「後継者問題の解決」や「業界再編に備えた経営基盤の強化」、「事業領域の拡大」などの経営者の課題解決の実現にM＆Aは有効な手段です。

そのM＆Aを考える企業に共通する基本的な考え方として、次の三点が挙げられます。一つ目は、M＆Aの検討・実施について明確な判断基準を持っていることです。

具体的には次の内容となります。

① 従前何らかの接点があり、すでに一定の信頼関係を構築できる企業を検討対象としている。
② お互いの経営資源を共有することで、相乗効果の実現が期待できる企業を検討対象としている。
③ 経営者同士の相性や、事業に対する考え方が一致する企業を検討対象としている。

二つ目はM&Aを実施する場合の注意点として、相手企業の従業員が抱える不安を取り除くということです。

具体的には次の内容となります。

① 譲り受ける企業の経営者と譲り渡す企業の従業員が、可能な限り対面でコミュニケーションを図ること。
② 譲り受ける企業の経営者が、自ら積極的に相手企業の現場に入り、共に業務に取り組み、相手企業の従業員が持つ本音や考え方を知ること。
③ 経営者自身の言葉で今後のビジョンについて、相手企業の従業員へ情報発信を行うこと。

三つ目は相手企業を尊重した融和を図るということです。

具体的には次の内容となります。

① 相手企業の文化を尊重すること。
② 譲り受ける企業の良い部分は積極的に伸ばしつつ、悪い部分は時間をかけ徐々に変革を進めること。

私共が関わらせていただいた譲り渡す企業の成功案件では、相手企業を尊重する姿勢を忘れない企業がM＆A後も業績を伸ばしているように見受けられます。

双方の視線を同じ目標に向けられるよう努力できるかが、中小企業におけるM＆Aの成否を大きく左右させることとなるようです。参考にしていただければ幸いです。

（M＆Aスペシャリスト　田中　隆）

労務関係トピックス

2017年「雇用保険」はこう変わる！

◆2017年1月1日以降：65歳以上への適用拡大

2016年12月末までは、「高年齢継続被保険者」に限り、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっていますが、2017年1月1日以降、（1）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、（2）31日以上の雇用見込みがある方は、「高年齢被保険者」として雇用保険の被保険者となります。

◆適用拡大に伴う企業の実務

上記の適用拡大を受け、以下の手続きが必要となります。

高年齢継続被保険者である方を2017年1月1日以降も継続して雇用している場合は、自動的に被保険者区分が変更されますので、手続きは不要です。

2016年12月末までに65歳以上の方を雇用し2017年1月1日以降も継続して雇用している場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。

2017年1月1日以降に適用対象となる65歳以上の方を新たに雇用した場合も同様の手続きが必要です。

◆対象者に係る手続きのタイミング

新たに雇用した方が適用要件を満たす場合は、雇用した日の翌月10日までに提出します。

2016年12月末までに雇用した適用対象者の場合は2017年3月31日までに提出します。雇入れ後の労働条件変更により適用要件を満たすこととなった場合は、労働条件変更の日の属する月の翌月10日までに提出します。

◆2017年4月1日以降：雇用保険料率引下げ等

2016年12月8日に、厚生労働省の労働政策審議会（雇用保険部会）で雇用保険制度改正案の報告書が了承され、2017年の通常国会に雇用保険法などの改正案が提出される見通しです。

この報告書によれば、2017年度から3年間、労使折半で負担する雇用保険料を0.8%から0.6%に引き下げます。

また、失業手当の給付額を1日当たり136～395円引き上げ、倒産や解雇で離職した30～44歳の方（被保険者期間1年以上5年未満）の支給日数を120～150日にします。有期契約労働者が雇止めにより離職した場合の支給日数を拡充する措置は、5年間延長します。

さらに、通常国会には育児休業期間を最長2年とする改正案も提出される見通しですが、育児休業給付についても給付期間を最長2年とし、支給率を休業開始から半年は賃金の67%、半年経過後は50%とすることも盛り込まれています。

各専門室より新年のごあいさつ

医業支援専門室

世界情勢も国内情勢もいよいよ激動の時代に突入しております。医療業界でも**来る超高齢化社会に対応すべく大転換期を迎えようとしています。**このような先の見通しが難しい時にこそお客様のお役に立てるよう、感謝と謙虚な気持ちを忘れずに本年もメンバー一同精進する所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

M&A等アドバイザリー専門室

中小企業庁『2016 年版中小企業白書』によると、 わが国の中小企業数は、**2009～2014 年で 39.2 万者減少となっています。**こうした要因の一つとして、**経営者の高齢化が進む一方、後継者不在により、事業承継が順調に進んでいないことが考えられるのではないでしょうか。**経営者の目線で見ますと**「人材の確保・育成の問題」**や**「販売・ 受注先の新規開拓の問題」**が**大きな経営課題**であるようです。

これらの経営課題を解決する手段の一つとして、**M&A（企業の合併・買収）が注目されています。**2017 年となりましたが、一度 M&A の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

農業会計室

旧年中は大変お世話になりました。毎年、似たようなことになりますが、予測できない天候が続く中、**難しい舵取りをされている農業経営者の皆様の良き相談役となれますように、**メンバー一同努めて参りますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

相続手続支援専門室

一昨年の相続税改正やメディアでの終活の取り上げ等、**年を追うごとに相続への関心が高まっていることを実感いたします。「円満な相続」への備えは何が必要か、残された家族や友人のためにできることは何か、これから先の自分自身の歩むべき道はどこか。**一年のスタートに当たり**「今年こそは準備をしよう」**とお考えの皆様は、ぜひお気軽にお声掛けください。

皆様の相続に関するお悩みの解決に少しでもお力添えができるよう、本年も一生懸命活動して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

リスク対策室

昨年末に**糸魚川で大規模な火災が発生し、火災保険の重要さを改めて感じました。**

本年は**生命保険のみならず、損害保険**についても皆様にアドバイスさせていただければと存じますので、お気軽にお問い合わせください。今年もよろしくお願い申し上げます。

東アジア進出支援室

昨年は、6月の英国のEU離脱、11月の米国の大統領選挙に当選したトランプ氏の方針を見ると、**今までのグローバル化の方向とは逆の流れを感じる情勢が続いております。企業の活動としても、昨年来話題のパナマ文書に関係して国際的な租税回避の抑止行動も各国で取られていくと思われます。**

海外進出するタイミングとしては逆風になりつつありますが、**国際課税分野は大きく変わってきており、私共も情報収集して参ります。**

本年もよろしくお願いいたします。

得する保険損する保険

今年4月に生命保険の標準予定利率が下がる！　保険料は改定に！

低金利の影響で保険会社各社は 2017 年 4 月に標準予定利率の引き下げを予定しています。予定利率は、保険料に直結しますので、これにより保険料がアップします。

現在加入を検討中であれば、その前に加入手続きをした方がよいでしょう。ただし、気をつけていただきたいのは、これを機に保険会社の売り込みが激化することです。駆け込みでの契約を煽るセールストークにより、充分な比較検討することなく加入申込をしてしまうと、知らないうちに大損してしまう場合もあります。特に昔加入した保険は、ほぼ確実に予定利率の高い「お宝保険」ですので、これを新しい保険に切り替えることは、大方の場合、不利になります。保険について不明なことがありましたら、担当者もしくはリスク対策室までお気軽に声をかけてください。

職員コラム　「あいさつの効能」　小林　章

新年明けましておめでとうございます･･･から始まる今年一年。本年もどうぞよろしくお願いいたします･･･で、仕事を始めます。･･･気づきましたか、この２つのフレーズ。これは何でしょうか？　これは、ただの「あいさつ」です。

でも、このような「あいさつ」を誰にでも分け隔てなくしていますか？笑顔で元気な声でしていますよ、というあなたはきっと幸せな方。誰からも愛されているし、自分が関わるすべてのことに常に前向きに生きている人だと分かります。なぜなら貴方は「あいさつの効能」を知っているはずだから･･･。

「人に会ったら、あいさつをしましょう」幼稚園でも小学校でも先生から徹底的にすりこまれてきたはずの一般常識です。これが大人になるとなかなかできない人が多い･･･。別にあいさつを疎かにしても、さしあたって大きな損害を被ることはないことを知っているのでしょう。でも、実際は大変な損を被っているのです･･･。

「おはようございます。こんにちは。こんばんは。お疲れ様。行ってらっしゃい。おかえり。さようなら。おやすみ。」等々。日本語はなんて素晴らしいんでしょう。あいさつのラインナップがこれでもかと豊富に揃っております。これに笑顔を付ければもう史上最強！誰とでも素晴らしいコミュニケーションがとれている貴方の姿が容易に目に浮かびます。

ですから、「あいさつは苦手だな」、という貴方に新年のプレゼントを贈ります。それは「あいさつの効能」です。

- 大きな声であいさつをすると自分も気持ちが良く、された相手も気持ちが良い。
- あいさつをすると、自然と笑顔になる。
- あいさつをするということは、その相手を認めるということ。自分を認めてくれた人に好意を持つことは自然の成り行きであり、人間関係が良くなる。
- 社会で生きていくための常識を持っているかどうかは、きちんとあいさつが出来るかどうかで判断されるといっても過言ではない。
- 他人と接することが苦手な方にこそ、あいさつ一つで克服できるチャンスあり。
- 準備するもの･･･何もなし。誰でもやれます。しかもあいさつをすればするほど、得られるものがザクザク･･･。

最後に、あいさつは「先手必勝」、「やったもん勝ち」なので、あいさつされたらすぐに返しましょう。

あなたにとって、平成２９年が素晴らしい年になりますように。

編　集　後　記

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。今年は酉年ですね。十二支の十番目となる酉年は、九番目である申と十一番目である戌との喧嘩を仲裁する為にその間に入ったと言われています。酉年生まれの人は、頭の回転が早くバランスが取れていて、慎重で論理的ですが、プライドが高い面もあるそうです。本年もこのコアインフォメーション共々、何卒宜しくお願い申し上げます。

（編集担当　荻原）